

平成 2 5 年 第 2 回

遠軽町議会定例会会議録（第 4 号）

平成 2 5 年 3 月 1 8 日（月）午前 1 0 時 0 0 分開議

◎本日の会議に付議した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 8 議案第 2 4 号 平成 2 4 年度遠軽町一般会計補正予算（第 1 0 号）
- 日程第 2 9 議案第 1 号 遠軽町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の制定について
（付託案件）
（民生常任委員会審査報告、会期中審査）
- 日程第 3 0 議案第 2 号 遠軽町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
（付託案件）
（民生常任委員会審査報告、会期中審査）
- 日程第 3 1 議案第 3 号 遠軽町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について
（付託案件）
（民生常任委員会審査報告、会期中審査）
- 日程第 3 2 議案第 4 号 遠軽町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
（付託案件）
（民生常任委員会審査報告、会期中審査）
- 日程第 3 3 議案第 1 0 号 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理について
（付託案件）
（民生常任委員会審査報告、会期中審査）
- 日程第 3 4 議案第 7 号 遠軽町商工業振興条例の一部改正について
（付託案件）
（経常任委員会審査報告、会期中審査）
- 日程第 3 5 議案第 1 6 号 平成 2 5 年度遠軽町一般会計予算
（付託案件）
（予算審査特別委員会審査報告、会期中審査）
- 日程第 3 6 議案第 1 7 号 平成 2 5 年度遠軽町国民健康保険特別会計予算
（付託案件）
（予算審査特別委員会審査報告、会期中審査）
- 日程第 3 7 議案第 1 8 号 平成 2 5 年度遠軽町後期高齢者医療特別会計予算

《平成 2 5 年 3 月 1 8 日》

	(付託案件)	(予算審査特別委員会審査報告、会期中審査)
日程第38	議案第19号	平成25年度遠軽町介護保険特別会計予算
	(付託案件)	(予算審査特別委員会審査報告、会期中審査)
日程第39	議案第20号	平成25年度遠軽町個別排水処理事業特別会計予算
	(付託案件)	(予算審査特別委員会審査報告、会期中審査)
日程第40	議案第21号	平成25年度遠軽町公共用地先行取得事業特別会計予算
	(付託案件)	(予算審査特別委員会審査報告、会期中審査)
日程第41	議案第22号	平成25年度遠軽町水道事業会計予算
	(付託案件)	(予算審査特別委員会審査報告、会期中審査)
日程第42	議案第23号	平成25年度遠軽町下水道事業会計予算
	(付託案件)	(予算審査特別委員会審査報告、会期中審査)
日程第43	意見案第1号	T P P交渉参加断固阻止に関する意見書
日程第44	意見案第2号	自治体財政の確保と地方分権の確立を求める意見書
日程第45		議会改革・活性化等調査特別委員会調査報告
日程第46		議員派遣について

◎出席議員（18名）

議長	18番	前田篤秀君	17番	浅水輝彦君
	1番	石田通行君	2番	今村則康君
	3番	清野嘉之君	4番	林照雄君
	5番	黒坂貴行君	6番	松田良一君
	7番	岩上孝義君	8番	山田和夫君
	9番	岩澤武征君	10番	杉本信一君
	11番	山谷敬二君	12番	高橋眞千子君
	13番	荒井範明君	14番	阿部君枝君
	15番	奥田稔君	16番	高橋義詔君

◎欠席議員（0名）

◎列席者

町長	佐々木修一君	教育委員会 委員長	富永史朗君
代表監査委員	村瀬光明君	農業委員会 会長	石丸政雄君

◎説明員

副町長	広井澄夫君	総務部長	高橋義久君
-----	-------	------	-------

《平成25年3月18日》

民生部長	村本秀敏君	経済部長	高嶋朝雄君
総務部参与	佐藤優君	民生部参与	石川弘美君
総務課長	寒河江陽一君	情報管財課長	岩山靖彦君
企画課長	加藤俊之君	財政課長	太田守君
保健福祉課長	松橋行雄君	住民生活課長	渡辺喜代則君
農政林務課長	安藤清貴君	商工観光課長	大河原忠宏君
建設課長	中川原英明君	建設課参事	山本喜宏君
建設課主幹	高橋弘章君	水道課長	岸野博美君
水道課参事	久保英之君	会計管理者	小野寺健君
生田原総合支所長	岡村宏君	丸瀬布総合支所長	工藤敏広君
白滝総合支所長	池田博利君	教育長	河原英男君
教育部長	橋本健一君	社会教育課長	中村哲男君
社会教育課参事	大貫雅英君	図書館長	佐川哲史君
総務課参事	藤本陽一君	監査委員事務局長	舟木淳次君
農業委員会事務局長	安江陽一郎君	選挙管理委員会事務局長	舟木淳次君

◎議会事務局職員出席者

事務局長	伯谷正明君	庶務・議事担当主任	小玉美紀子君
事務局主幹	河本伸二君	庶務・議事担当主任	梶田淳一君

《平成25年3月18日》

◎開議宣告

○議長（前田篤秀君） ただいまの出席議員は、18人であります。
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（前田篤秀君） 本日の会議録署名議員には、会議規則第125条の規定により、松田議員、荒井議員を指名いたします。

◎日程追加の議決

○議長（前田篤秀君） お諮りいたします。

お手元に配付いたしました議事日程追加表のとおり、議案が提出されております。これを日程に追加し、議題としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、議事日程追加表のとおり日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

◎日程第28 議案第24号

○議長（前田篤秀君） 日程第28 議案第24号平成24年度遠軽町一般会計補正予算（第10号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

太田財政課長。

○財政課長（太田 守君） 議案第24号平成24年度遠軽町一般会計補正予算（第10号）について御説明いたします。

平成24年度遠軽町一般会計補正予算（第10号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,870万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を145億4,883万9,000円とするものであります。

補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」により御説明いたします。

1ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の歳入から御説明いたします。

10款地方交付税につきましては、2,870万2,000円を追加し、総額を71億9,889万3,000円とするものであります。1項同額であります。

これによりまして、歳入合計145億2,013万7,000円に、2,870万2,000

0円を追加し、総額を145億4,883万9,000円とするものであります。

次に、歳出について御説明いたします。

2ページをお開き願います。

8款土木費につきましては、2項道路橋りょう費に2,870万2,000円追加し、総額を20億7,239万5,000円とするものであります。

これによりまして、歳出合計145億2,013万7,000円に2,870万2,000円を追加し、総額を歳入歳出同額の145億4,883万9,000円とするものであります。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の1、総括を省略いたしまして、3、歳出から御説明いたします。

8ページをお開き願います。

3、歳出。

8款土木費2項道路橋りょう費2目道路橋りょう維持費、除雪対策事業2,870万2,000円につきましては、昨年12月から本年3月上旬まで、過去5年間の平均降雪量を上回る降雪による除排雪作業の実施により、除排雪経費に不足が見込まれますので、追加するものであります。内訳は、道路除排雪業務委託料2,385万1,000円及び機械借上料485万1,000円であります。

次に、歳入について御説明いたします。

戻りまして、6ページをお開き願います。

2、歳入。

10款地方交付税1項地方交付税1目地方交付税2,870万2,000円の追加につきましては、普通交付税の追加であります。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより質疑を行います。

質疑は、第1表、歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より各款ごとに行います。

8款土木費、8ページから9ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、2、歳入に入ります。

10款地方交付税、6ページから7ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） これをもって質疑を終わります。

これより、議案第24号平成24年度遠軽町一般会計補正予算（第10号）を採決いたします。

本案は討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 2 9 議案第 1 号から日程第 3 2 議案第 4 号及び

日程第 3 3 議案第 1 0 号

○議長（前田篤秀君） 日程第 2 9 議案第 1 号遠軽町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の制定について、日程第 3 0 議案第 2 号遠軽町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、日程第 3 1 議案第 3 号遠軽町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について、日程第 3 2 議案第 4 号遠軽町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について、日程第 3 3 議案第 1 0 号地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理についてを一括して議題といたします。

平成 2 5 年第 2 回定例会において付託いたしました民生常任委員会から審査報告書が提出されておりますので、委員長の報告を求めます。

黒坂民生常任委員長。

○民生常任委員長（黒坂貴行君） ー登壇ー

民生常任委員会付託案件に係る委員長報告を行います。

平成 2 5 年第 2 回遠軽町議会定例会におきまして、民生常任委員会に付託されました議案第 1 号から議案第 4 号及び議案第 1 0 号について、遠軽町議会会議規則第 7 7 条の規定により審査報告を行います。

初めに、議案第 1 号遠軽町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の制定についてを報告いたします。

本条例の制定につきましては、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行による介護保険法の一部改正に伴い、必要な事項を定めるものであります。

本委員会として、委員会審査を平成 2 5 年 3 月 1 2 日に行い、全会一致をもって原案のとおり可とすることに決定したものであります。

次に、議案第 2 号遠軽町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを報告いたします。

本条例の制定につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による介護保険法の一部改正に伴い、必要な事項を定めるものであります。

本委員会といたしましては、委員会審査を平成 2 5 年 3 月 1 2 日に行い、全会一致をもって原案のとおり可とすることと決定いたしました。

《平成 2 5 年 3 月 1 8 日》

審査において、1節、1款、1条で構成されている条文に係る見出しの有無についてを協議いたしました。

本条例は、厚生労働省令に基づき作成され、省令と一致しております。実益がないため記載しない方法もある旨の解釈もあり、よって上位法である省令を尊重すべきとの結論といたしました。

次に、議案第3号遠軽町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定についてを報告いたします。

本条例の制定につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による介護保険法の一部改正に伴い、必要な事項を定めるものであります。

本委員会としては、委員会審査を平成25年3月12日に行い、全会一致をもって原案のとおり可とすることと決定したものであります。

次に、議案第4号遠軽町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についてを報告いたします。

本条例の制定につきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定に伴い、必要な事項を定めるものです。

本委員会としては、委員会審査を平成25年3月12日に行い、全会一致をもって原案のとおり可とすることに決定したものであります。

次に、議案第10号地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理についてを報告いたします。

本条例の一部改正につきましては、地域社会における共生の実現に向けて、新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、関係条例の規定を整理するため、所要の文言改正を行うものであります。

本委員会としては、委員会審査を平成25年3月12日に行い、全会一致をもって原案のとおり可とすることに決定したものであります。

以上、報告いたします。

○議長（前田篤秀君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑は、上程の順により行います。

これより、議案第1号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第1号の質疑を終わります。

次に、議案第2号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

《平成25年3月18日》

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第2号の質疑を終わります。

次に、議案第3号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第3号の質疑を終わります。

次に、議案第4号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第4号の質疑を終わります。

次に、議案第10号の質疑を行います。

○議長（前田篤秀君） 暫時休憩します。

午前10時12分 休憩

午前10時13分 再開

○議長（前田篤秀君） 再開いたします。

一部誤りがありましたので、議長において訂正いたします。

議案第4号の遠軽町新型インフルエンザ等対策本部条例の一部改正になっておりましたが、制定に改めます。

以上、議長において訂正しておきます。

次に、議案第10号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第10号の質疑を終わります。

以上で質疑を終わります。

これより、上程の順より採決いたします。

議案第1号遠軽町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可とするものです。

本案は討論を省略し、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第2号遠軽町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可とするものです。

本案は討論を省略し、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第3号遠軽町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可とするものです。

本案は討論を省略し、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第4号遠軽町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可とするものです。

本案は討論を省略し、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第10号地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可とするものです。

本案は討論を省略し、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◎日程第34 議案第7号

○議長(前田篤秀君) 日程第34 議案第7号遠軽町商工業振興条例の一部改正についてを議題といたします。

平成25年第2回定例会において付託いたしました経済常任委員会からの審査報告書が提出されておりますので、委員長の報告を求めます。

高橋義昭経済常任委員長。

○経済常任委員長(高橋義昭君) ー登壇ー

平成25年第2回遠軽町議会定例会におきまして、経済常任委員会に付託されました議

案第7号遠軽町商工業振興条例の一部改正について、遠軽町議会会議規則第77条の規定により審査報告をいたします。

本条例の一部改正につきましては、中小企業者が行う高度化事業に対する助成の地域限定を解除するとともに、文言を整理するものであります。

本委員会としましては、委員会審査を平成25年3月12日に行い、全会一致をもって原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

以上であります。

○議長（前田篤秀君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第7号遠軽町商工業振興条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可とするものです。

本案は、討論を省略し、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◎日程第35 議案第16号から日程第42 議案第23号

○議長（前田篤秀君） 日程第35 議案第16号平成25年度遠軽町一般会計予算、日程第36 議案第17号平成25年度遠軽町国民健康保険特別会計予算、日程第37 議案第18号平成25年度遠軽町後期高齢者医療特別会計予算、日程第38 議案第19号平成25年度遠軽町介護保険特別会計予算、日程第39 議案第20号平成25年度遠軽町個別排水処理事業特別会計予算、日程第40 議案第21号平成25年度遠軽町公共用地先行取得事業特別会計予算、日程第41 議案第22号平成25年度遠軽町水道事業会計予算、日程第42 議案第23号平成25年度遠軽町下水道事業会計予算、以上、議案8件を一括議題といたします。

平成25年第2回定例会において付託いたしました予算審査特別委員会から審査報告書が提出されておりますので、委員長の報告を求めます。

山田予算審査特別委員長。

○予算審査特別委員長（山田和夫君） ー登壇ー

平成25年第2回遠軽町議会定例会において、本特別委員会に付託をされました事件につきまして、審査の結果、次のとおり決定をさせていただきましたので、会議規則第77条の規定により御報告を申し上げます。

付託案件は、議案第16号平成25年度遠軽町一般会計予算から議案第23号平成25年度遠軽町下水道事業会計予算までの8件であります。

《平成25年3月18日》

審査の結果といたしましては、別紙のとおり意見を付して、原案のとおり可とすることに決定をさせていただいたところでございます。

平成25年度遠軽町一般会計予算外7件につきましては、第2回遠軽町議会定例会において、本特別委員会に付託をされ、この間慎重に審査をまいりました。

審査の経過につきましては、3月11日の予算審査特別委員会設置、予算審査特別委員会委員長及び副委員長の選任、理事の選任から始まりまして、3月13日の一般会計の予算審査、3月14日の一般会計、特別会計、水道事業会計、下水道事業会計等の予算審査、3月15日の委員会審査報告書のまとめ、委員会審査報告書の確認、採決まで時間をとって進めてまいりました。

この間、審査に当たりましては、理事者を初めといたしまして、関係部課長等により詳細に説明をいただきましたことに対し、心より厚くお礼を申し上げる次第でございます。

初めに、本特別委員会で審査をいたしました結果について御報告をいたします。

別紙にありますように、意見を付して原案のとおり可としたところでございます。

別紙の意見について御説明申し上げます。別紙をお開きいただきたいと思います。

議案第16号平成25年度遠軽町一般会計予算につきまして、4点の意見をつけさせていただきます。

1点目は、滞納処理の問題であります。

この滞納処理の問題につきましては、各年度ごとの決算審査報告の中でも指摘をされている事項でございます。町財政が厳しい中、町税及び使用料等の滞納が年々増加しておりますことから、滞納処理について、単に文書等を送付するだけではなくて、それぞれの状況に応じた訪問、督促等の滞納対策を強化し、滞納額の解消に努めていただきたいと思います。

2点目は、職員の旅費規程についてでございますが、特に派遣に対する規程の内容を十分に精査をしていただき、不要な支出とならないよう、また、住民の理解が十分得られるような規程として整備されることを検討していただきたい、このように思います。

3点目には、多くの大型事業が計上されている本予算の中、運用に当たっては慎重に執行するよう求めてまいりたいと思いますし、事業の事後評価を十分に行う中で効果を検証し、今後に生かしていただきたいと思います。

4点目に、施設管理にかかります備品の購入につきましては、各施設とも計画的かつ効率的な購入、更新を考えていただきたいと思いますということでもあります。

特に遠軽町福祉センターにつきましては、町民の利用度も高いことと、文化センター建設とも密接な関係があることを十分勘案した中で、計画更新をされるよう求めるものであります。

次に、議案第22号平成25年度遠軽町水道事業会計予算についての意見を申し上げます。

水道事業会計におきましては、非常に厳しい状況であることがうかがえます。しかしな

《平成25年3月18日》

がら、石綿管や老朽配管の交換、さらには漏水対策など、水道管理者として大きな判断を要する問題を抱えておりますことから、住民の安全・安心のためにも、予算の確保と早期事業の執行に努めていただきたいと存じます。

以上が報告書の内容となっておりますが、口頭により、予算審査に当たっての総括的な意見と各会計当初予算の執行についての意見を申し上げます。

一昨年3月11日発生をいたしました東日本大震災による深刻な被害は、2年を経過した今も復興に対する先行きが不透明であり、国内景気や企業業績への影響と株式市場の不安定化を招いております。

この先、復興財政支援によります公費投入と消費税率アップにより消費心理の冷え込みも懸念され、さらなる景気低迷が危惧されるところであります。

このようなことから、今後地方財政への影響も懸念されるところでありますし、各会計当初予算の執行に当たりましては、限られた予算をいかに有効に活用するかが極めて重要な視点であります。

個別の事業に関して見ますと、いまだ縮減の余地があると思われるものも多く、より一層の経費削減に努める必要があると考えられます。

また、一般会計から特別会計への繰出金も年々増加傾向にあり、特別会計においても効率的な運用が求められるところであります。

町財政の健全化のためにも、第2次行政改革の着実な実行により、孫の世代に負担を先送りをしていない財政の構築を目指していただくとともに、歳出におきましては、経常経費の削減はもとより、不要不急の事務事業の見直しを進めるほか、歳入においても自主財源の積極的な確保策を講じていただくなど、持続可能な財政運営への転換を図り、これまでに以上に良質な行政サービスを提供していただくよう願うものであります。

次に、その他の事項といたしまして、予算審査において気をついた点について、口頭で申し上げます。

町内で教鞭をとる教職員につきまして、一部の方が町外から通勤されていると伺いました。地域とのつながりでありますとか、まちづくりの観点からも、こうした町外からの通勤者に対して、町内に在住するよう働きかけをしていただきたいと存じます。

次に、各会計の事業内容、実施項目等を十分精査をし、予算計上されるよう願うところであります。

特にイベント等につきましては、事業科目を統一していただくこと、また、予算科目計上の際、工事請負費及び需用費、修繕費等の費目の振り分け等を明確化することで、事務事業の効率化などが図られるよう、行政効果を十分に考慮した中で計上をお願いしたいと思っております。

遠軽小学校給食センター横の末広団地2号通につきましては、砂ぼこり等の影響を考えますと、食の安全等から鑑みても舗装にすることが望ましいと思っておりますので、早期な配慮について、管理者の配慮を強く求めるものであります。

《平成25年3月18日》

予算書、関係資料等におきまして、内容や文言の間違いが多々見受けられました。今後できるだけこのようなことがないように十分注意し、精査をして御提出をお願いしたいと思います。

以上、予算審査における主な意見について申し上げましたが、そのほかにも特別委員会におきまして、各委員から多くの事項について意見や提言を申し上げましたので、その意を十分御理解いただくとともに、今後の町政運営に生かしていただきたいものと思います。

以上をもちまして、平成25年度遠軽町各会計予算に関する審査報告とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（前田篤秀君） 委員長報告に対する質疑は行わないことになっておりますので、一括上程した議案8件の採決をいたします。

採決は、上程の順より、各議案ごとに行います。

これより、議案第16号平成25年度遠軽町一般会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可であります。

本案は、討論を省略して、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号平成25年度遠軽町国民健康保険特別会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可であります。

本案は、討論を省略して、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第18号平成25年度遠軽町後期高齢者医療特別会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可であります。

本案は、討論を省略して、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号平成25年度遠軽町介護保険特別会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可であります。

本案は、討論を省略して、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

《平成25年3月18日》

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号平成25年度遠軽町個別排水処理事業特別会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可であります。

本案は、討論を省略し、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号平成25年度遠軽町公共用地先行取得事業特別会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可であります。

本案は、討論を省略し、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号平成25年度遠軽町水道事業会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可であります。

本案は、討論を省略して、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号平成25年度遠軽町下水道事業会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可であります。

本案は、討論を省略して、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◎日程第43 意見案第1号

○議長（前田篤秀君） 日程第43 意見案第1号T P P交渉参加断固阻止に関する意見書を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

松田議員。

○6番（松田良一君） ー登壇ー

T P P交渉参加断固阻止に関する意見書について、読み上げて提案いたします。

《平成25年3月18日》

TPPは、関税をすべて撤廃することが原則であり、我が国の農林水産業や農山漁村にこれまでにない壊滅的な打撃を与え、我が国の食料安全保障を根底から揺るがし、食料自給率を低下させ、地域経済・社会の崩壊を招くおそれがある。

また、TPPは一次産業のみならず、医療、公共事業、金融、食の安全、雇用などいろいろな分野に影響が及ぶ可能性があり、国民生活の根幹にもかかわる極めて重要な問題であります。

このため、多くの国民や道民並びに地方議会と自治体首長は、TPP協定交渉への参加に反対または慎重な対応をするよう強く求めてきた。

よって、国においては、TPP交渉参加に向けた取り組みを断念するよう、下記について要望します。

1、TPP交渉への不参加。

TPPは一次産業のみならず、医療、公共事業、金融、食の安全、雇用などいろいろな分野に影響が及び、国益を損なう極めて重要な問題であり、到底国民の合意を得られるような問題ではないことから、政府は事前協議を含めた一切のTPP交渉参加に向けた取り組みを断念すること。

2、多様な農業の共存を明確に位置づけた貿易ルールの確立。

我が国の貿易政策の基本として、多様な農業の共存、林業、水産資源の持続的利用が可能となるルールの確立を明確に位置づけ、これに基づき、重要品目については必要な国境措置を維持すること。

以上、地方自治法第99条の規定より、提出いたします。

平成25年3月18日、遠軽町議会。

提出先は内閣総理大臣、農林水産大臣、外務大臣、経済産業大臣であります。

なお、15日には安倍総理がTPP参加を表明いたしました。ぜひとも日本の食料を守る、そして北海道の経済、そしてこの遠軽の生活経済をしっかりと守るためにも、ぜひとも断固反対したいと思いますので、皆さんの賛同を得たいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（前田篤秀君） これより、提出者に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより、意見案第1号TPP交渉参加断固阻止に関する意見書を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

直ちに意見書を関係省庁に送付いたします。

《平成25年3月18日》

◎日程第44 意見案第2号

○議長（前田篤秀君） 日程第44 意見案第2号自治体財政の確保と地方分権の確立を求める意見書を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

山田議員。

○8番（山田和夫君） ー登壇ー

意見案第2号自治体財政の確保と地方分権の確立を求める意見書について、読み上げて御提案をさせていただき、皆様方の御賛同を賜りたいと存じます。

政府は、平成25年度予算編成に当たり、国家公務員給与減額支給措置として、地方にも同様の措置を要請することとし、地方交付税を4,000億円減額とした地方財政計画を閣議決定したところであります。

また、防災・減災・地域活性化対策等へ用途を限定する形での給与削減に見合った特別枠を計上し、地方財源にかかる総額は確保したとされております。

しかし、用途の自由な地方交付税を減額し、用途に縛りのある財政措置に置きかえることは、自治体の自由裁量枠を著しく制限するだけでなく、地方分権を否定する行為といえると考えております。

地方公務員の給与決定については、地方財政審議会は「地方公務員の給与は地方公務員法に定める給与決定の諸原則や人事委員会勧告等を踏まえ、それぞれの地方自治体の議会で十分論議された上で条例で定めるものである」と報告をされております。

国が地方公務員の給与削減を強制することは、国と地方の関係をゆがめるものであり、地方の固有財源である地方交付税を減額するという手段は、地方自治の根幹にかかる問題として、断じて認めるわけにはまいりません。

地方自治体は、長きにわたって地方財政の締めつけなどにより、厳しい財政運営を強いられてきております。その結果、職員給与の独自削減、職員数の大幅な削減、市町村合併、行政機能のアウトソーシングなど、さまざまな行革努力を国に先んじて推し進めてきたことは、政府も、またこれを考慮すべきであると思います。

一方、また地方公務員給与は、地域民間給与へ影響を与えるものであり、これを削減することは、地域の賃金水準の低下と経済を停滞させる要因ともなり、断じて認めることはできません。

よって、自治体財政の確保と地方分権の確立のため、次のとおり要請をするものであります。

一つといたしまして、地方交付税は地方の固有財源であり、これを減額しないこと。また、地方交付税を減額し、用途に制限のある財政措置の計上につきましては、自治体の自由裁量権を著しく制限をすることから、行わないこと。

二つ目には、地方財政制度は行政需要に基づき財源確保を行うことが基本であり、中立

《平成25年3月18日》

かつ客観的な地方財政計画、地方交付税の算定に改めること。

三つといたしまして、地方公務員の給与決定は、自治体が自主的に条例により決定することが原則であり、国が臨時特例法で定める給与削減は、自治体に強要しないこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出するものであります。

提出先といたしましては、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣、内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当）であります。

どうぞ、皆様の御賛同を心よりお願いを申し上げます。

○議長（前田篤秀君） これより、提出者に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより、意見案第2号自治体財政の確保と地方分権の確立を求める意見書を採決いたします。

本案は、討論を省略して原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

直ちに意見書を関係省庁に送付いたします。

◎日程第45 議会改革・活性化等調査特別委員会調査報告

○議長（前田篤秀君） 日程第45 議会改革・活性化等調査特別委員会調査報告を議題といたします。

平成24年第1回定例会において付託いたしました議会改革・活性化等調査特別委員会から調査報告書が提出されておりますので、委員長の報告を求めます。

浅水議会改革活性化等調査特別委員長。

○議会改革・活性化等調査特別委員長（浅水輝彦君） ー登壇ー

議会改革活性化等調査特別委員会の報告を行います。

平成24年第1回遠軽町議会定例会において、本委員会に付託された事件について調査の結果、次のとおり決定したので、遠軽町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

付託事項。

議会のあり方を検証し、自主・自立的な議会改革を一層推進していくため調査・研究を行う。

審査の結果。

議会基本条例の制定。

議会における最高機関としての遠軽町議会基本条例を別紙条例案のとおり、平成25年

7月をめどに制定し、町民に信頼される存在感のある議会を築くべきである。

議員定数の削減。

議員定数を現行18名から2名減の16名とし、次の一般選挙から施行するよう関係条例を整備すべきである。

議員報酬の削減。

議員報酬については、おおむね3%を減額すべきである。

審査の経過。

平成24年3月15日、4月11日、4月18日、5月9日、5月31日、6月22日、9月26日、11月12日、12月3日、平成25年1月16日、2月15日、3月6日、3月13日であります。

次に、議会基本条例の内容について簡潔に説明をいたします。

前文は、町民にわかりやすい言葉で表現をいたしました。

直接選挙で選出された議員により構成される遠軽町議会は、遠軽町長とともに民主的な直接選挙で二元代表制を構成し、住民主権を尊重し、町民の福祉の向上のため行政提言をするとともに、事務執行に対するチェック機能を十分に発揮します。

町民の信託に応えるため、議会における最高機関として遠軽町議会基本条例を制定し、使命と責任を自覚し、町民に信頼される存在感のある議会を築くとしています。

第1章、総則。

目的は、第1条、分権におけるふさわしい必要な議会運営の基本事項を定め、豊かなまちづくりの実現に寄与することを目的とするものであります。

第2章は、議会及び議員の使命と政治倫理であります。

第2条は、議会及び議員の使命。

第3条は、議員の政治倫理。

第3章、議会及び議員の活動原則。

第4条は、議会の活動原則。

第5条は、議員の活動原則。

第6条は、会派の結成等。

第4章、町民と議会の協働。

第7条は、町民参加・町民との協働。

7項で、議会との連携を高める方策として、議会報告会を年1回以上開催し、町民の意見を聴取して議会活動に反映させるとしています。

第5章は、行政の議会の協働であります。

第8条は、町長等と議会・議員の関係。

2項の一般質問、質疑については、現行方式と同様であります。

第9条は、政策等の説明要求。

第10条は、予算・決算における政策説明資料の作成であります。

《平成25年3月18日》

第11条は、議決事件で、遠軽町議会の議決すべき事件を定める条例の1から6までの条項と同様であります。

第6章、議会の機能であります。

第12条は、議会費の確立。

第13条は、議員定数。

第14条は、議員報酬。

第15条は、議員研修の充実強化。

第16条は、議長・副議長の所信表明。

第17条は、議会広報の充実。

第18条は、附属機関の設置。

第19条は、議会事務局の体制整備。

第20条は、議会図書の実、公開。

第7章は、会議の運営です。

第21条は、委員会活動。

第22条は、開かれた活動的な議会の推進。

第8章は、条例の位置づけと見直し規定であります。

第23条、最高規範性。議会の運営と活動における最高機関であって、議会はこの条例の趣旨に反する議会の条例、規則等を制定してはならないとしています。

第24条は、議会・議員の責務。

第25条は、見直し手続で、目的が達成しているかどうかを議会運営委員会で検証する。

2項で、検証の結果に基づいて改正など適切な措置を講じるものとしています。

附則として、施行月日、遠軽町議会の議決すべき事件を定める条例を廃止するものであります。

次に、議員定数及び議員報酬についてであります。

議員定数の削減については、メリット・デメリットなどについては、定数問題ではいつも論じられることであり、どちらに軸足を置くかで意見が分かれてきましたが、採決で委員会の判断を示すこととし、削減が多数となり、削減したものであります。

削減は、国勢調査での人口減や近隣市町村の削減数を踏まえ、現行定数18名から2名減としたものであります。

報酬についても、現状維持、削減の意見があり、最終的に委員会として、おおむね3%削減することにまとめたものであります。

各委員には、長期間にわたりまして活発に真剣に議論をいただき、感謝を申し上げます。

また、事務局には多くの資料の提供をいただき、お礼を申し上げます。

以上、議会改革・活性化等調査特別委員会に付託された事件についての報告を終わります。

《平成25年3月18日》

す。

○議長（前田篤秀君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。

奥田議員。

○15番（奥田 稔君） ただいま、委員長のほうから審査の結果が報告されました。この中で、私は2点について意見を申し上げたいと思います。

一つは、定数問題であります。

確かに、合併時26名という大幅な議員数がありました。これは、当然合併協議会の中で決められた形でありますけれども、わずか4年後に、2回目の選挙で8名という大量の定員削減を図ってきました。そして、今回また2名の削減を図るということは、どんどん議員定数が削減される。しかし、遠軽町的に、合併した中で全国的にも遠軽町そのものが広範になった。広がった。確かに活動範囲が広がったわけですから、私はそう簡単に議員定数を減らすべきでない、そういうふうを考えております。

8名定数減にしたときも、私としては4名か6名ぐらいという考えを持っていましたけれども、残念ながら8名という大幅な削減になりました。そして、また3回目の選挙でまた減らすということは、やはり議会活動、町政に対するやはり議会としての立場、そういったものを考えると、大幅に人を減らす、議員を減らすということには、私はなかなか切り切らないのでないか。（「議事進行」という声あり）

○議長（前田篤秀君） 議事進行がありました。高橋義詔議員。

○16番（高橋義詔君） 質疑ということでやっているはずなのですが、奥田議員は意見ということで述べているような気がするのですが、そのところを整理してほしいと思います。意見を言う場ではないと思うので。

○議長（前田篤秀君） 今、調査特別委員長より、委員会の報告でございますので、一応意見として取り上げておきたいと思います。

質問は受けませんが、意見は取り上げません。

奥田議員。

○15番（奥田 稔君） 言ってしまったことはありますけれども、私は、なぜその特別委員会の中で、そういった考えが、何人かいたのかもかもしれませんけれども、やっぱりそういったこともきちっと報告すべきだし、議員報酬にしても、私はいたずらに下げることによって、いたずらという言葉悪いですが、下げることによって若い議員さんがなかなか出づらい、こういう環境をつくられる、そういう考えを持っているから、そういったことも委員会の中で論議されたかどうか、伺いたいと思います。

○議長（前田篤秀君） 浅水議会改革活性化等調査特別委員長。

○議会改革活性化等調査特別委員長（浅水輝彦君） 奥田議員の質問に、意見と質問もありましたので、質問のほうについてお答えをいたします。

当然先ほどの報告にもありましたように、定数問題あるいは報酬についても削減すべき、いや、現状維持という意見があったということを報告の中で書いてあります。ですか

ら、定数問題につきましても、他方のいろいろな意見があったということ、そういうふう
に捉えていただければ、奥田議員の申された意見などについても、この中では議論があっ
たというふうにとらえていただきたいと思います。

それから、報酬についても同じであります。そういう意見もありましたし、あるいは削
減すべきという意見もあったということで、多様な意見を皆さん出していただきまして、
その中で報告としてまとめたものでありますので、定数については採決をいたしました。

それから、報酬につきましても、合意ではありません。まとめたという報告であります
から、特別委員会としての報告としてまとめたというふうにとらえていただきたいと思います。

これは決して決定ではありませんので、そういうふうにとらえていただければいいと思
います。

○議長（前田篤秀君） 奥田議員、わかりましたか。

ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） これをもって質疑を終わります。

以上で、議会改革・活性化等調査特別委員会調査報告を終わります。

◎日程第46 議員派遣について

○議長（前田篤秀君） 日程第46 議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議員派遣については、会議規則第129条の規定により、お手元に配付のとおり議員派
遣をしたいと思っております。

なお、細部については議長に一任いただきたいと思います。これに御異議ありません
か。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本件については派遣することに決定いたしました。

◎閉会宣告

○議長（前田篤秀君） 以上をもちまして、本定例会の会議に付された事件は全部終了い
たしました。

以上で、平成25年第2回遠軽町議会定例会を閉会いたします。

午前11時00分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 為 田 篤 秀
署 名 議 員 松 田 良 一
署 名 議 員 黒 井 範 明